

(別紙)

ふくしま型食品企業等連携促進事業業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

福島県内では、県産農林水産物を活用した食品開発や6次産業化の取組が進められているものの、食品等事業者と農林漁業者、流通・小売事業者等の多様な主体が連携し、地域資源を生かした新たな食品ビジネス（※1）を継続的に創出する取組は十分とは言えない状況にある。

本事業では、食品等事業者や農林漁業者（団体を含む）をはじめ、流通・小売業者、大学、金融機関等の多様な関係者で構成する地域コンソーシアム（※2）を設置し、事業者間のマッチングや専門家による伴走支援等を通じ、県産農林水産物を活用した新商品・サービス等の創出を促進するとともに、食品等事業者と農林漁業者との安定的な取引関係の構築を図る。

また、これらの取組を通じて、規格外品や未利用資源の活用、フードロス削減等についても併せて検討し、地域資源の有効活用を図りながら、新たな食品ビジネスを継続的に創出する仕組みを構築することで、地域の持続的な食料システムの確立及び食品等の安定的な供給の実現に資することを目的とする。

（※1）新たな食品ビジネス 地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルを指す。

（※2）地域コンソーシアム 都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムを指す。「地域連携推進支援コンソーシアム」ともいう。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

3 業務の内容

福島県（以下、「甲」という。）は、本事業の目的を実現するため、本事業の具体的な内容である以下の業務を、受託者（以下、「乙」という。）に委託する。

（1）地域コンソーシアムの設置・運営

ア 1に記載した地域コンソーシアムを設置し、運営すること。

イ 地域コンソーシアムの運営に際しては、1に記載した事業の目的を十分に踏まえること。

（2）特設ホームページの設置・運営

ア 地域コンソーシアムの特設ホームページを設置し、運営すること。

イ 特設ホームページについては、多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す情報発信の機能に加え、参画者間のマッチングを促す機能を設けること。

ウ 特設ホームページの要素のイメージは下記のとおり。詳細は甲乙協議のうえ、決定することとする。

- ・当事業の趣旨及び目指すべき姿
- ・キックオフミーティングやワーキンググループ等、当事業に関する最新情報
- ・参画者一覧
- ・参画者間のマッチングを促す機能

(※例えば、取引を希望する品目や希望時期等を入力すると、マッチング対象の参画者を検索できる機能)

エ 特設ホームページについて周知するチラシのデザインを作成すること。

(3) 特設ホームページ以外の情報発信

特設ホームページ以外に有効な情報発信の方法があれば提案すること。

(4) キックオフミーティングの企画・運営

ア 地域コンソーシアム参画者等によるキックオフミーティングを企画・運営すること。

イ キックオフミーティングは、参画者間のマッチングを促す取組に重点を置くこと。

ウ 地域連携推進コーディネーター（※プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者）や専門家を招き、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や新たな食品ビジネスの創出の意識醸成等に資する研修を行うこと。

エ 補助事業の成果報告の場も盛り込むこと。

(5) ワーキンググループの企画・運営

ア 県産農林水産物を活用した新商品・サービス等の創出を目的としたワーキンググループを企画し、3回以上開催すること。

イ ワーキンググループは、キックオフミーティング等でマッチングした参画者が、新商品・サービス等の創出や販路開拓に向けた具体的な課題の検討を行う場とすること。また、新たなマッチングが生まれるよう工夫や配慮を施すこと。

ウ なお、開催にあたっては、原則として地域連携推進コーディネーターや専門家の派遣を受けて、指導・助言を得ること。

(6) 成果発表会の開催

当事業による成果を地域コンソーシアム内外に発表する場として、地域コンソーシアム参画者による成果発表会を開催すること。

(7) 新規プロジェクトの支援

間接補助事業者が行う新規プロジェクトの事業計画の策定及び実施に係る支援を行うこと。

4 留意事項

業務の実施に当たっては次の（１）から（６）までを満たすこと。

- （１）人件費を計上する場合の人の人件費の算定にあたっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成２２年９月２７日付２２経第９６０号大臣官房経理課長通知）及び委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成２２年９月２７日付２２経第９６１号大臣官房経理課長通知）の定めに基づいて行うこと。
- （２）本事業に関する経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- （３）本事業については、完了後に委託費の精算を行うことから、本事業に係る支出証拠書類を甲に遅滞なく提出すること。
- （４）本事業は、国の「地域型食品企業等連携促進事業」に係る取組であることから、事業実施については「地域型食品企業等連携促進事業実施要領」を、経理に関しては「地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱」を参照すること。
（参考 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/chiiki-pf.html>）
特に、補助対象経費として計上できる範囲は、「地域型食品企業等連携促進事業実施要領」にあるとおり、本事業を実施するために直接必要な別表１第３に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、別表３に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこと。
- （５）規格外品や未利用資源の活用、フードロス削減等についても念頭に置くこと。
- （６）甲が実施する地域産業６次化推進に係る以下の各事業等と適切な連携を図ること。
 - ア 農山漁村発農林水産資源高付加価値創出事業
 - イ ふくしま６次化人材育成事業
 - ウ 地域産業６次化ステップアップ強化事業
 - エ ６次化・販路拡大推進事業
 - オ 地域資源活用・地域連携サポート事業
 - カ 福島県産品加工支援センター 等

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- （１）着手届（様式第１号）
- （２）総括責任者通知書（様式第２号）
- （３）完了届（様式第３号）
- （４）実績報告書（様式第４号）
- （５）委託料精算払請求書（様式第５号）
- （６）委託料概算払請求書（様式第６号）
- （７）委託料概算払精算書（様式第７号）

(8) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

- (1) 「3 業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）。
- (2) 収支決算書
- (3) その他甲が必要と判断したもの

7 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する業務を実施しなくなった場合、当該財産を業務の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

8 その他

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

様式第1号

着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので
届け出ます。

記

1 委託業務名

ふくしま型食品企業等連携促進事業業務

2 委託料の額

金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、下記のとおり届け出ます。

記

- 委託事業名
ふくしま型食品企業等連携促進事業業務
- 委託期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 総括責任者氏名
役職：
氏名：
連絡先：

完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

1 委託業務名

ふくしま型食品企業等連携促進事業業務

2 委託料の額

金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 業務名
ふくしま型食品企業等連携促進事業業務
- 受託年月日及び金額
- 委託業務の概要

令和 年 月 日

委託料精算払請求書

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 委託事業名
ふくしま型食品企業等連携促進事業業務
- 2 請求金額
金 円
- 3 本件責任者及び担当者
 - (1) 責任者職氏名
 - (2) 担当者
 - ア 職氏名
 - イ 連絡先

委託料概算払請求書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第 12 条第 4 項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 業務名
ふくしま型食品企業等連携促進事業業務

2 概算払請求額
金 円

3 内訳 (単位：円)

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

4 概算払が必要な理由

5 本件責任者及び担当者

(1) 責任者職氏名

(2) 担当者

ア 職氏名

イ 連絡先

令和 年 月 日

委託料概算払精算書

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第 12 条第 6 項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 委託事業名
ふくしま型食品企業等連携促進事業業務

- 2 内訳（概算払精算状況）

確定金額	受領済額	残 額	備考

※ 過不足額欄は、概算払受領済額から、支出実績額を差し引いた額を記載すること。